

令和3年度

第1回 市川市少年センター  
運営協議会

令和3年7月20日(火)15:00～

生涯学習センター3階 第3研修室

※ 資料送付により開催に代える

<令和3年度>

市川市少年センター運営協議会委員委嘱辞令交付式  
及び第1回市川市少年センター運営協議会

○市川市少年センター運営協議会委員委嘱辞令交付式

- ・委嘱辞令の送付に代えさせていただきます。

○第1回市川市少年センター運営協議会

- 1 委員の紹介
- 2 会長、副会長選出及び挨拶
  - ・例年、会長に学校関係者の方、副会長に少年補導員連絡協議会会長に務めていただいております。今年度は会長に石原委員を、副会長に三部委員を推薦させていただきたいと思っております。
- 3 報告
  - ① 令和2年度活動報告
    - ・別添の冊子をご覧ください。
  - ② 令和3年度活動方針と計画
    - ・活動方針については、補導、教育相談、関係機関との連携の強化を柱として運営してまいります。詳細はP5をご覧ください。
  - ③ 最近の補導、相談活動実施状況（令和3年4月～6月）
    - ・P11をご覧ください。
  - ④ 少年補導員の委嘱状況
    - ・P8をご覧ください。
- 4 警察より最近の少年の補導状況等について
  - ・市川、行徳両警察様より第2回市川市少年センター運営協議会にてお話しさせていただきたいと思っております。
- 5 協議 ・P9、P15～をご覧ください。  
市川市少年センター運営テーマ「インターネット犯罪に巻き込まれないために」について  
市川市少年センター課目標「補導活動の充実」について
6. その他
  - ・市川市審議会等の会議の公開に関する指針の改正により、運営協議会について、開催予定、概要、会議録、委員名簿など市川市ホームページに掲載することになっております。ご了承ください。
  - ・第2回市川市少年センター運営協議会は、令和4年3月1日（火）15:00 市川市生涯学習センター3F 第3研修室にて行います。

《年間テーマ》「インターネット犯罪に巻き込まれないために」

○市川市少年センターの運営及び事業につきまして、改善点やご意見等がございましたら、別紙ファクスにて事務局（少年センター）までお知らせください。よろしく願いいたします。

# 市川市少年センター運営協議会 委員名簿

(任期：令和3年7月17日～令和5年7月16日)

区分	氏名	所属・役職名 等	初委嘱年月日
第1号委員	いしはら かずゆき 石原 一幸	市川市立第一中学校 校長	令和3年7月17日
	きど さぶろう 城戸 三郎	市川市立国府台小学校 校長	令和3年7月17日
	おおつか こうじろう 大塚 晃次郎	千葉商科大学附属高等学校 生徒指導部長	令和3年7月17日
第2号委員	たぐち まこと 田口 真	千葉県市川児童相談所 上席児童福祉司(兼) グループリーダー	令和2年7月3日
	おのうえ えつこ 尾上 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長	令和3年7月17日
第3号委員	よしはら ともゆき 吉原 知之	千葉県市川警察署生活安全課 課長	令和2年7月3日
	かんざき のぶゆき 神崎 伸介	千葉県行徳警察署生活安全課 課長	令和3年7月17日
第4号委員	きし よしのり 岸 良範	茨城大学 名誉教授 福島学院大学 大学院教授	平成27年7月17日
第5号委員	あさくら ただふみ 朝倉 忠文	市川浦安地区保護司会 会長 市川善行会 副会長	令和3年7月17日
	いながき かっ 稲垣 カツ	市川市自治会連合協議会 副会長	平成17年7月17日
	かんき たかまさ 神吉 孝昌	ニッケ・タウンパートナーズ(株) コルトンプラザ事業課 総務経理チーム総務チーフ	平成29年7月17日
	ながさき りょう 長崎 亮	市川市PTA連絡協議会 事務局次長	令和元年7月17日
	しらい ひでかつ 白井 英勝	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長	令和2年7月3日
	うえすぎ たけし 上杉 健志	市川商工会議所 議員	令和元年7月17日
	さんべ みよこ 三部 ミヨ子	市川市少年補導員連絡協議会 会長	平成19年7月17日

## 市川市少年センター設置条例

(昭和44年3月29日条例 第33号) 平成11年4月1日改正

### (設 置)

第1条 本市は、少年（小学校就学の始期から満20歳に達するまでの者をいう。以下同じ）の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

### (名称および位置)

第2条 少年センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名 称 市川市少年センター

位 置 市川市鬼高1丁目1番4号

### (事 業)

第3条 少年センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 継続補導
- (3) 少年相談
- (4) その他少年の健全な育成を図る事業

### (職 員)

第4条 少年センターに所長その他必要な職員を置き、市川市教育委員会（以下「委員会」という。）が任免する。

### (運営協議会)

第5条 少年センターの運営について委員会の諮問に応ずる機関として、市川市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (委 員)

第6条 協議会は、委員15名以内で組織し、委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長および副会長)

第7条 協議会に会長および副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

### (報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

### (補導員)

第9条 少年センターの事業を推進するため、補導員を置く。

- 2 補導員は、委員会が委嘱する。
- 3 補導員の定数は、160名以内とする。
- 4 補導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委 任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に委員会が定める。

### 附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

# 市川市少年センター設置条例施行規則

昭和 44 年 5 月 15 日  
教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市少年センター設置条例（昭和 44 年条例 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 6 教委規則 3・全改)

(市川市少年センター運営協議会の委員)

第 2 条 条例第 5 条に規定する市川市少年センター運営協議会（次条において「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 民間有識者
- (6) 教育委員会職員

(平 6 教委規則 3・一部改正)

(会議)

第 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、会長が召集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

(平 6 教委規則 3・一部改正)

(補導員)

第 4 条 条例第 9 条に規定する補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) P T A 会員
- (2) 民生委員・児童委員及び保護司
- (3) 青少年相談員
- (4) 民間有識者

(平 6 教委規則 3・追加)

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 6 教委規則 3・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

# 令和3年度 市川市少年センターの運営について

## 1. 補導活動

- ① 地区補導に重点を置くことにより、より地域に密接した補導ができるように努める。
- ② インターネットトラブルに対応するため、サイバー補導活動・ネットパトロールを実施し、ネットによるいじめ、非行、犯罪等に巻き込まれないようにする。
- ③ 少年補導員の一層の力量向上をめざし、補導員連絡協議会や、市外（内）研修や新任補導員研修会の充実を図る。
- ④ 警察、各学校、PTA、近隣市の補導員、関係機関等との連携をより一層深め、円滑で実践的な補導活動を実施する。

## 2. 相談活動

- ① 電話相談・eメール相談から面接相談への適切な受け渡しに努め、相談効果を高める。
- ② 少年相談事業をより効果的に周知するためカードやポスターを小・中・特別支援・義務教育学校・高等学校に配付する。
- ③ 複雑化・深刻化する傾向にある相談者の悩みやニーズに十分対応できるよう、スーパーバイザーと連携して相談担当者の資質の向上を図る。
- ④ 水曜日については、電話相談を午後7時までとし、放課後の少年や就労後の保護者が相談しやすい環境をつくる。
- ⑤ SNS等を活用したLINE相談を小学校5、6年生および中学生を対象に通年実施する。

## 3. 関係機関との連携の強化

- ① 学校・関連機関から寄せられた情報（不審者などの事故報告）の共有化を図り、事故防止に努める。
- ② インターネットトラブルに巻き込まれないための活動を充実させるために、ネットパトロールやインターネットトラブル防止出張授業・研修を積極的に実施する。
- ③ 少年センターの活動や取り組みについて、各関係機関の理解とその周知及び協力を得るために、少年センター運営協議会の充実を図る。
- ④ 生徒指導主任会や学校警察連絡委員会等にて学校が必要とする情報の提供や、効果的な研修を実施し支援に努める。また、警察署・京葉地区少年センター・市川児童相談所・市内各小・中・義務教育学校等との情報交換を密にして連携の強化を図る。

※市内公立私立小・中・義務教育学校・特別支援学校・高等学校配布 少年相談カード

<p>電話相談 ☎047-320-3340 面接相談 ☎047-320-3340 Eメール相談 youngnet@city.ichikawa.lg.jp ホームページ 市川市少年センター <input type="button" value="検索"/></p> <p>相談内容の秘密は守られます。</p> <p><b>市川市少年センター</b> 市川市鬼高1-1-4(生涯学習センター3階) 月曜、火曜、木曜、金曜 9時～17時 水曜 9時～19時</p> 	
---	--

令和3年度市川市少年センター職員

所長（主幹）竹木 伸            副主幹 笈川 旬子  
副主幹        苅米 隆児            主 査 志村 一樹

他に少年相談員が3名（非常勤）おります。 よろしくお願いたします。

## 令和3年度 市川市少年センター活動計画

項 目	目 標	実 施 計 画
街頭補導	<p>◎少年非行防止のため、繁華街やたまり場等を中心に、広域街頭補導活動を推進する。</p> <p>◎少年非行の未然防止のため、地区補導の充実に努める。</p>	<p>◇地区補導・・・原則として毎月、定例研の日を中心に市内一斉に実施する。</p> <p>◇特別補導・・・行事等に対応し随時実施する。 (列車補導・県下一斉補導を含む)</p> <p>◇緊急補導・・・通報等に対応し随時実施する。 (少年センター職員)</p> <p>◇隣接市合同補導・・・船橋・松戸・浦安との間で、合同で実施する。 年3回実施</p> <p>◇夜間特別補導・・・少年センター職員で実施する。 年3回実施</p> <p>◇県下一斉補導・・・7月30日・31日 県下の青少年補導員が、県下一斉に街頭補導を実施する。(今年度中止)</p>
サイバー補導	<p>◎インターネットトラブル(いじめ、非行、犯罪など)の未然防止のため、ネットパトロールを実施する。</p>	<p>◇ネットパトロール・センター職員により、ツイッターを中心に検索する。</p> <p>◇学校への通報・・・個人情報の漏えいや誹謗中傷等を捉え、適宜学校に通報し、児童生徒や保護者への注意喚起・指導・改善を促す。</p>
少年補導員連絡協議会	<p>◎少年の非行防止と健全育成を図るために、市内の補導員が連携・協力して愛のひと声運動を推進する。</p>	<p>◇少年補導員連絡協議会 年4回開催</p> <p>◇役員会・理事会(原則連絡協議会の2週間前に実施) 年6回開催</p>
少年相談 電 話 eメール 面 接	<p>◎少年及び市民に対して、少年相談の周知に努め、関係機関等との連携により相談機能の充実に努める。</p>	<p>◇相談日・・・月曜日～金曜日 時間・・・月・火・木・金曜日 9:00～17:00 水曜日の電話相談は、 9:00～19:00</p> <p>◇必要に応じて関係機関との連携を図る。</p> <p>◇必要に応じて家庭や学校との連携を図る。</p> <p>◇少年相談カード及び少年相談ポスターを、市内の全小中学校・義務教育学校・特別支援学校、高等学校に配付する。</p>
継続相談	<p>◎継続して指導することが望ましい少年については、面接相談等を通じて、関係機関との連携により指導にあたる。</p>	<p>◇少年相談から</p> <p>◇街頭補導から</p> <p>◇学校等の依頼から</p>
なやみ相談 @いちかわ	<p>◎SNSを活用した相談窓口を開設し、通年実施する。</p>	<p>◇相談日・・・月曜日・木曜日(祝日は除く)</p> <p>◇時間・・・17:00～22:00(受付21:00まで)</p> <p>◇対象・・・市内中学生(含 小5,6年生一部高校生) 市内13,500人を対象にチラシを配付</p> <p>◇業務委託による運営</p> <p>◇連携を密にし、必要に応じ情報提供を行う。</p>

健全育成 環境浄化	◎少年健全育成についての活動並びに環境浄化活動を推進する。 ◎少年健全育成活動に取り組む他団体や、地区住民との協力体制を確立する。	◇市内たまり場調査 年間通して実施 ◇青少年問題啓発リーフレット配付 年1回
研修・会議	◎充実した研修により見識を高め、少年の指導に寄与する。	◇少年補導員 ・補導員ブロック会議 年1回実施 ・新任者研修 年1回実施 ・市外研修 年2回実施 ・県補導員大会 年1回開催 ・船橋地区ブロック補導員研修会 年1回実施 ・市内外巡検 年1回実施 ◇センター職員 ・県青少年補導センター職員研修 年1回開催 ・相談員研修会(スーパービジョン) 年2回開催
調査・広報	◎少年センターの事業について広報活動に努める。 ◎市内の非行状況と、有害環境の実態を把握する。	◇少年センター活動報告 年1回発行 ◇少年相談カード 年1回発行 ◇少年相談ポスター 年1回発行 ◇少年補導員広報紙「葦波」「あしなみ」 年2回発行 ◇補導活動の状況 月1回集計・年間集計 ◇相談活動の状況 月1回集計・年間集計 ◇不審者情報の状況 月1回集計・年間集計 ◇コンビニエンスストア及び書店における有害図書等の状況調査 随時
関係機関 ・諸団体 との連携	◎関係機関・諸団体との連携や協力体制を確立し、少年健全育成活動の充実を図る。	◇少年センター運営協議会 年2回開催 ◇県青少年補導センター連絡協議会 年3回開催 ◇青少年補導センター所長会議 年3回開催 ◇県補導員連絡会総会・理事会 年6回開催 ◇葛南地域生徒指導行政担当者協議会 年7回開催 ◇市川市学校警察連絡委員会 年2回開催 ◇市川浦安地区高等学校警察連絡協議会 年4回開催 ◇市川市小中学校生徒指導主任会 年6回開催 ◇市川市自殺対策庁内推進担当者連絡会 年3回開催 ◇子どもに関わる相談窓口連絡会 年3回開催 ◇要保護児童対策地域協議会実務者研修会 月1回開催 ◇市川市いじめ問題対策連絡協議会 年2回開催 ◇千葉県環境生活部県民生活・文化課 ◇警察署等 (市川警察署・行徳警察署・各青少年補導センター) ◇小・中・義務教育学校・高等学校及びPTA ◇学校・関連機関と連携して事故の情報提供と事故防止



## 市川市少年補導員の委嘱状況

[任期：令和2年6月12日～令和4年6月11日] 令和3年6月12日現在

区 分	男 性	女 性	合 計
民間有識者	16	90 (5)	106 (5)
P T A	16 (2)	38 (8)	54 (10)
合 計	32 (2)	128 (13)	160 (15)

( ) 内は令和3年6月12日委嘱の新任補導員

令和3年度 市川市少年センター運営協議会

**(年間テーマ) 《インターネット犯罪に巻き込まれないために》**

\*協議した内容が今後の少年センターの活動などに生かされるように内容を  
検討・整理していく。(年間2回)

◎今年度の開催期日 (予定)

期 日	内 容 (テーマ)	時間・場所
令和3年 7月20日(火)	・少年センターの運営について ・インターネットトラブル防止活動について協議	15:00 第3研修室
令和4年 3月1日(火)	・インターネットトラブル防止活動の成果と課題について ・次年度の取り組みについて	15:00 第3研修室

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催方法の変更等の場合があります。

《過去のテーマについて》

- 平成20年度 「これからの補導業務について」
- 平成21年度 「少年の携帯電話の利用について」ポスター等を作成
- 平成22年度 「青少年の万引き防止について」リーフレット、ポスター配布
- 平成23年度 「青少年の万引き防止について」リーフレット、ポスター配布
- 平成24年度 「少年のネットトラブルについて」
- 平成25年度 「少年のネットトラブルについて」啓発資料作成
- 平成26年度 「少年のネットトラブルについて」啓発資料作成
- 平成27年度 「危険ドラッグ等、薬物乱用防止に向けて」
- 平成28年度 「少年センターの運営に関する課題や活動の見直し」
- 平成29年度 「インターネット犯罪に巻き込まれないために」
- 平成30年度 「インターネット犯罪に巻き込まれないために」
- 平成31年度(令和元年度)  
「インターネット犯罪に巻き込まれないために」
- 令和2年度 「インターネット犯罪に巻き込まれないために」

## 【最近の補導・相談・不審者情報について】

(令和3年4月～令和3年6月)

1. 街頭補導実施状況
2. 補導少年の行為・学職別
3. 補導場所
4. 過去4年間との少年補導状況の比較
5. 相談受付状況
6. 電話相談
7. eメール相談
8. 面接相談
9. 不審者情報状況

## 【市川市少年センター 令和3年度活動方針】

1. 市川市少年センター運営テーマ「インターネット犯罪に巻き込まれないために」について
  - (1) インターネットの現状
  - (2) インターネットトラブル防止出張授業・研修
2. 市川市少年センター課目標「補導活動の充実」について
  - (1) 補導員との連携 外部機関との連携

# 1. 街頭補導実施状況

(令和3年度 4月～6月のデータ)

実施区分	回数	従事 延人員	計画補導 延人員	地区補導 延人員	補導 少年数
午前 (10:00～)	12	43	0	43	10
午後 (14:00～)	36	144	0	144	31
薄暮 (16:00～)	4	22	0	22	0
夜間 (19:00～)	0	0	0	0	0
合計	52	209	0	209	41

※従事延べ人員の内訳 (人数)

補導員 = 38 少年補導専門員・警察官 = 0 教員 = 0 センター職員 = 0

※計画補導とは、センターが事前に計画し、補導員が集合して、職員とともに巡回する。

※地区補導とは、補導員が各自の地区を見回り、非行防止に努めるとともに、環境を確認する。

# 2. 補導少年の行為・学職別

(人)

行為	児童・生徒・学生								その他		合計		
	小学生		中学生		高校生		その他		有無職者		男	女	総計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
喫煙											0	0	0
怠学											0	0	0
飲酒											0	0	0
ゲームセンター出入り											0	0	0
危険な遊び	11	7									11	7	18
自転車二人乗り											0	0	0
自転車危険走行			3		3						6	0	6
その他	11	6									11	6	17
合計	22	13	3		3						28	13	41
	35		3		3		0		0				

※「自転車危険走行」は25年度から分類。夜間の無灯火、並走、蛇行、携帯電話使用などの行為。

※「その他」の例：立入禁止場所への侵入、信号無視、道路への飛び出しなど

※これらの行為以外にも、少年の迷惑行為を見かけた場合にも声かけの活動を行っている。

# 3. 補導場所

(人)

補導場所	遊技場	路上	公園	大型店舗	カラオケ	神社境内	その他	合計
補導少年数	0	22	19	0	0	0	0	41

# 4. 過去4年間との少年補導状況の比較

(人)

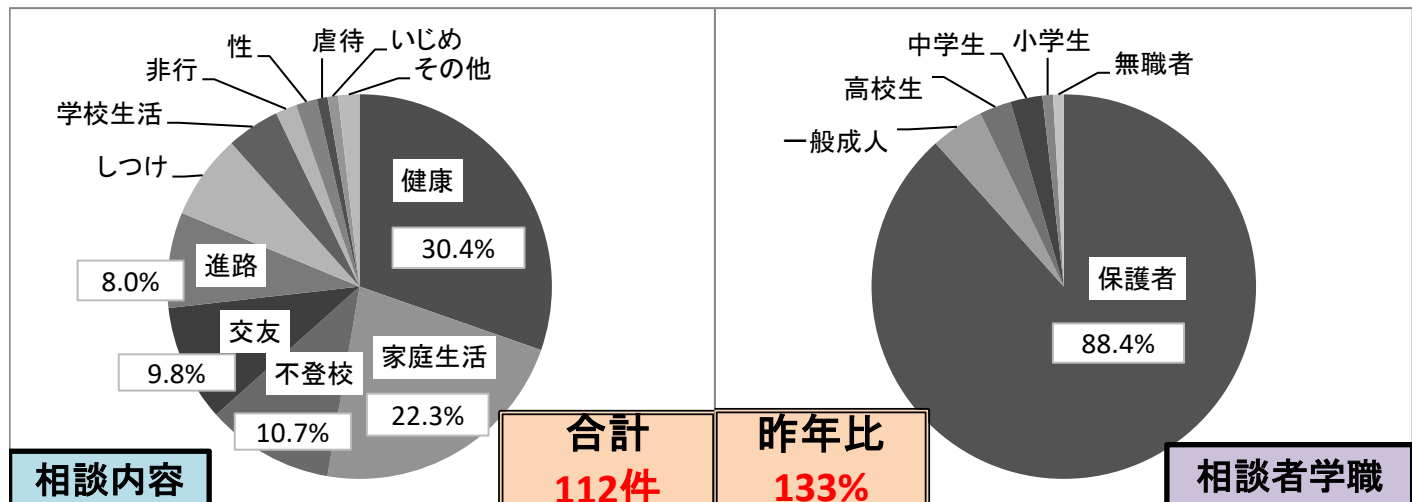
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
29年度	31	29	35	80	83	49	29	38	17	12	22	26	451
30年度	7	12	25	101	71	48	16	37	18	11	12	11	369
31年度	20	47	53	107	133	2	11	26	6	15	14	51	485
2年度	1	0	0	0	0	0	0	10	13	0	0	0	24
3年度	11	1	29										41

## 5. 相談受付状況

( 令和3年度 4月～6月のデータ ) (件)

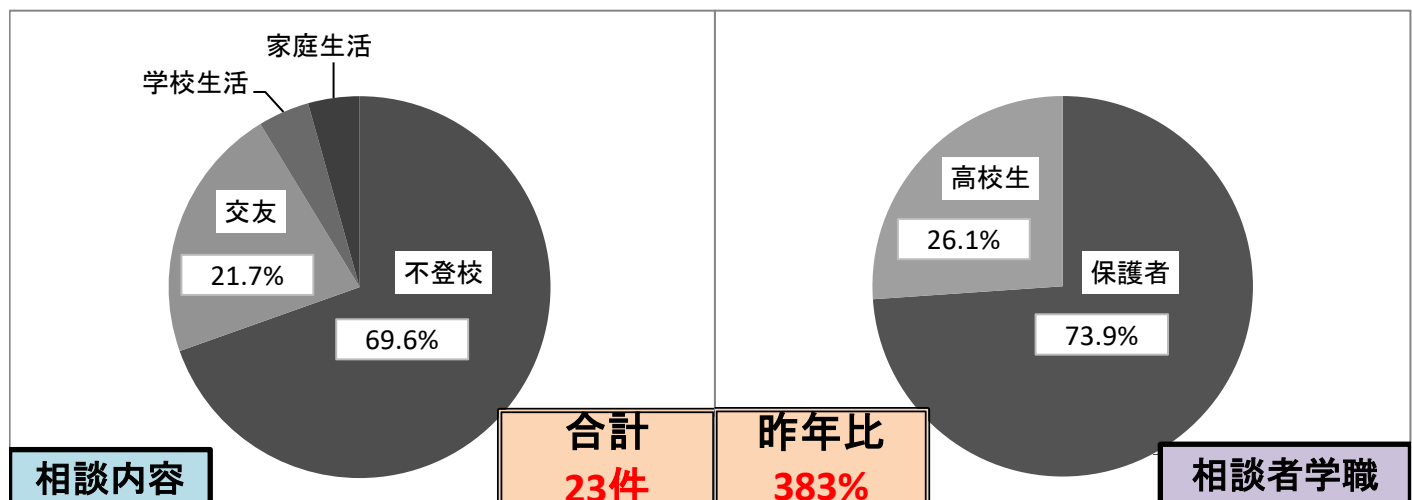
種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	29	35	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112
eメール	6	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
面接	10	15	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43
合計	45	51	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178

## 6. 電話相談

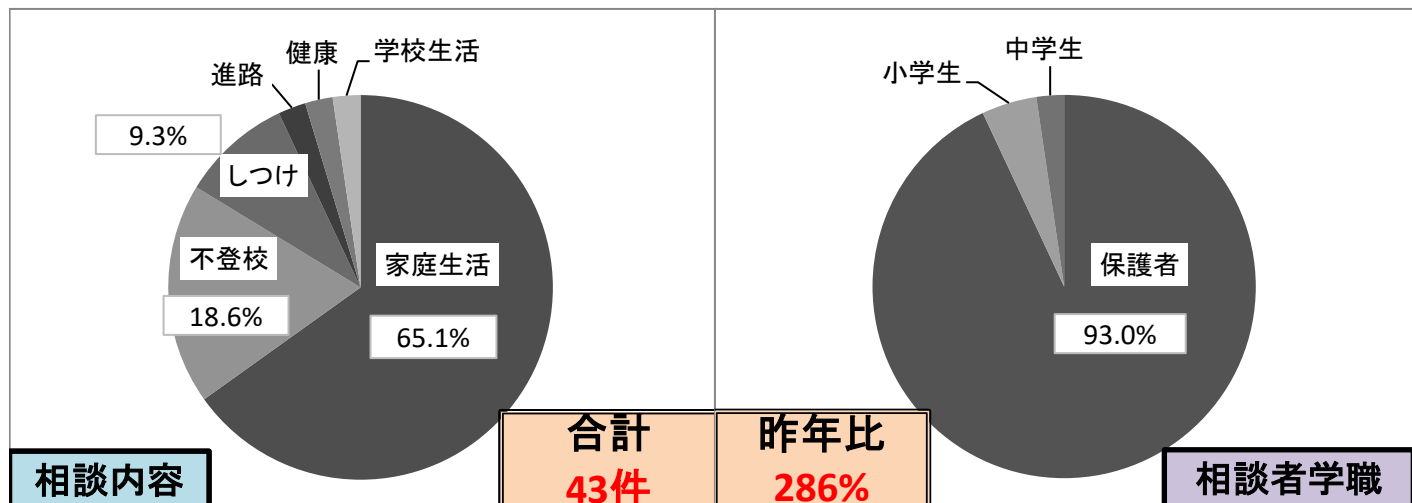


※相談内容は”少年に関する相談”を集計分類しています。

## 7. eメール相談



## 8. 面接相談



## 9. 不審者情報状況

(令和3年度 4月～6月のデータ)

### 【不審者情報件数】

不審者情報件数 67件、被害人数 120人

### 【不審者情報の状況】

発生件数は、昨年の同月（38件）より増加しています。行為としては、「声かけ」28件、「つきまとい」11件、「露出」9件、「不審者」8件、「盗撮」7件、「痴漢」3件でした。

6月期は、自動車や自転車に乗った加害者からの被害が目立ち、盗撮の被害も多かったです。最近では、電車やバスを利用して外出した時に被害に遭う児童生徒も多く、1人での行動は避け、できるだけ複数人での行動を心掛けて欲しいです。もし一人でいる時に被害に遭ってしまったら、必ず身近な大人に助けを求めて、決して一人で判断した行動を起こさない様、しっかりと伝えていきたいです。

### 【行為と発生地（報告した中学校区）】

単位：件数

行為 中学校区	痴漢	露出	不審者	声かけ	つきまとい	引き込まれ	盗撮	不審電話	学校侵入	暴力行為	その他	合計
第一中学校	1	5	1		2		1					10
第二中学校		1	2	2	1							6
第三中学校			1	2	2							5
第四中学校			2	3								5
第五中学校							1					1
第六中学校		1		4	1							6
第七中学校												0
第八中学校				1								1
下貝塚中学校		1	2	1			2					6
高谷中学校		1		6	1					1		9
福栄中学校				2								2
東国分中学校				1								1
大洲中学校				1	1							2
塩浜学園	1						2					3
南行徳中学校	1			2	2							5
妙典中学校				3	1		1					5
合計	3	9	8	28	11	0	7	0	0	1	0	67

### 【行為の内容と被害人数】

単位：人数

	生徒・学生						合計		学職 性別 不明者	総計
	小学生		中学生		その他		男	女		
	男	女	男	女	男	女				
痴漢	1	3			1		2	3		5
露出		3		7		6	0	16		16
不審者	8	4		8			8	12		20
声かけ	12	16	11	6		2	23	24		47
つきまとい	2	9	4	3			6	12		18
引き込まれ							0	0		0
盗撮		8		1		4	0	13		13
不審電話							0	0		0
学校侵入							0	0		0
暴力行為	1						1	0		1
その他							0	0		0
合計	24	43	15	25	1	12	40	80	0	120

※上表は被害者数の明らかなものを集計しています。不明は、男女分けが不明な場合です。

## 時間帯別の集計表

実区	全内容	痴漢	露出	不審者	声かけ	つきまとい	引き込まれ	盗撮	不審電話	学校侵入	暴力行為	その他
午前	14	0	5	1	4	2	0	2	0	0	0	0
午後	22	1	1	4	10	3	0	3	0	0	0	0
薄暮	28	1	3	2	13	6	0	2	0	0	1	0
夜間	3	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
深夜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時間不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	67	3	9	8	28	11	0	7	0	0	1	0

※時間帯不明は0件

# 少年センター 令和3年度活動方針

## 1. 少年センター 運営テーマ

インターネット犯罪に巻き込まれないために  
(平成29年度 少年センター運営協議会により策定)

2. 教育センター（少年センター）課目標  
補導活動の充実

## 1. 少年センター 運営テーマ

インターネット犯罪に巻き込まれないために  
(平成29年度 少年センター運営協議会により策定)

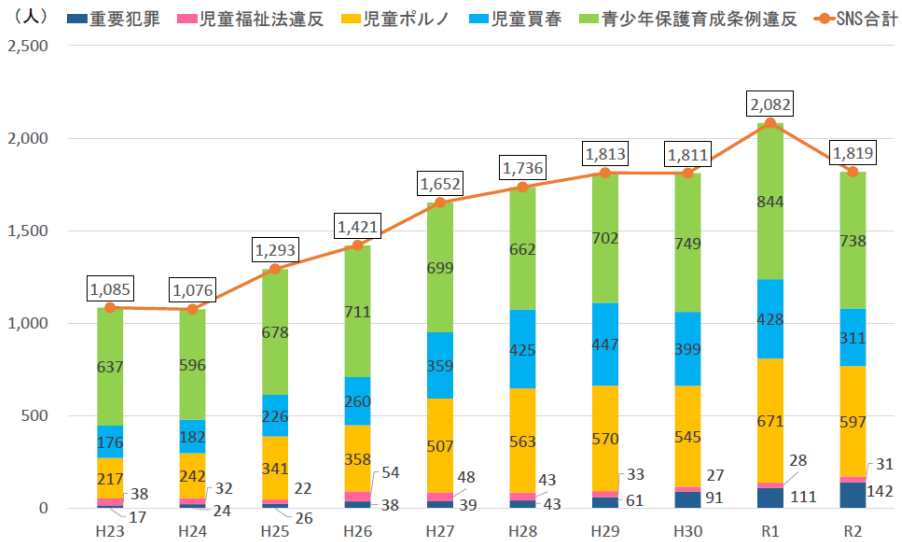
(1) 現状

(2) インターネット犯罪に巻き込まれないための活動

- ①インターネットトラブル防止出張授業・研修
- ②ネットパトロール



## 【SNS】罪種別被害児童数の推移 (警察庁資料)



## 子どものSNS犯罪被害

【総数：1819人 2020年】

小学生 84人

②

中学生  
695人

高校生  
917人

①

①約2000人が被害に  
②被害少年の低年齢化

【出典：警察庁】

## 千葉県のネットパトロールにおける「危険度」と「内容」

項目	危険度	内容
<1>	レベル1	自分自身の個人情報の公開 (氏名・学校名・顔写真)
<2>	レベル2*	自分自身の詳細な個人情報の公開
<3>	レベル2*	他人の個人情報の公開
<4>	レベル2*	個人を特定した誹謗・中傷
<5>	レベル2*	自傷行為 (自殺予告等)
<6>	レベル2*	暴力・問題行動 (飲酒・喫煙等)
<7>	レベル2*	わいせつ表現 (写真等)
<8>	レベル3*	少年の刑事事件、自殺に係るもの等

\*レベル2と3を「特に問題のある書き込み」としている。

・3段階で設定。

・レベル2とレベル3について、「特に問題のある書き込み」とし、対象の児童生徒がいる市町村教育委員会などに情報提供している。

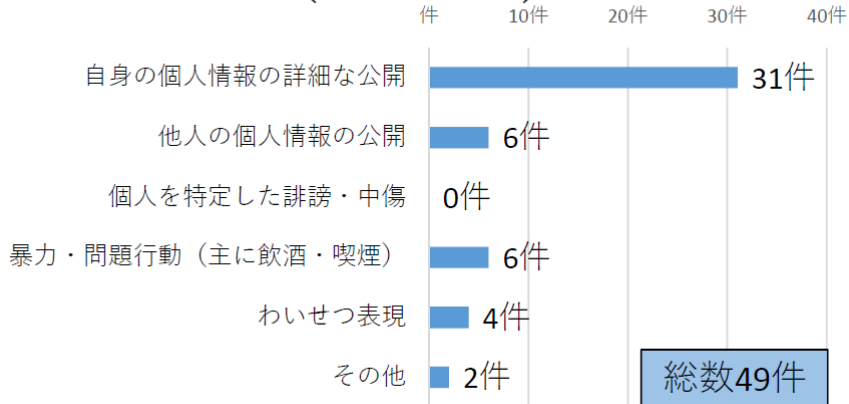
## 千葉県ネットパトロール 実施結果(H31.4～R2.3)

### 1. レベル別人数



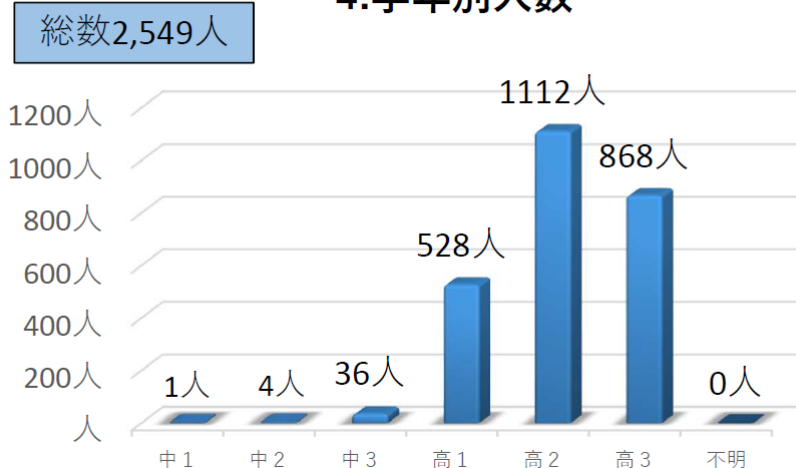
## 千葉県ネットパトロール 実施結果(H31.4～R2.3)

### 2.特に問題のある書き込み件数 (レベル2・3)



## 千葉県ネットパトロール 実施結果(H31.4～R2.3)

### 4.学年別人数



インターネット犯罪に巻き込まれないための活動①  
～啓発的活動～

**ネットトラブル防止出張授業・研修**

- ①児童生徒向け授業…45分～50分
- ②保護者・地域の方々向け…30分～40分
- ③教職員向け…45分～50分

実施目的

**インターネットトラブルから  
子供たちを守りたい！**

↓児童生徒

- ①SNSに関する正しい知識を伝える。
- ②日常生活とネットの世界は同じ。想像力と思いやりが大切。

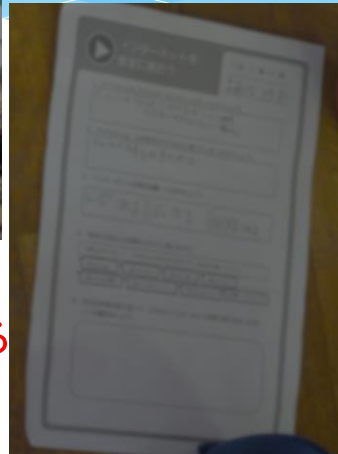
↓保護者

- ①SNSに関する正しい知識を伝える。
- ②実際のトラブルの例を伝える。
- ③子供に持たせる際のルールや保護者としての責任を伝える。

## ネットトラブル防止出張授業・研修の実際



自分の考えや大事なことを  
ワークシートに記入する。



インターネットの3つの特性  
**公開される、広がる、記録される**  
について、実際の事例をもとに  
考えていく「授業形式」を実践。

## 保護者向けの研修の実践（30分程度） ～家庭教育学級～



## 実施の学校

### <平成31年度実績>

○実施回数 合計37回

- ・小学校19回 中学校7回 義務教育学校1回 保護者8回  
ふれんどルーム1回 補連協1回

○延べ人数 10,170人

### <令和2年度実績>

○実施回数 合計22回

- ・小学校17回 中学校1回 義務教育学校2回 保護者1回  
ふれんどルーム1回

○延べ人数 2,582人

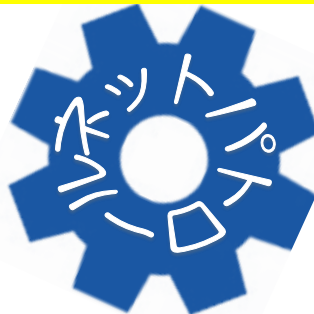
## 2. 教育センター（少年センター）課目標

### 補導活動の充実

街頭補導の充実      サイバー補導の充実

愛のひとこえ運動

ネットパトロール



インターネット犯罪に巻き込まれないための活動②  
～監視的活動～

## ネットパトロール

- ①対象…市内小、中、高、特別支援学校の児童生徒
- ②少年センター職員によるネットパトロール  
(H29年.6月より実施)

## 少年センター 該当校への連絡レベル

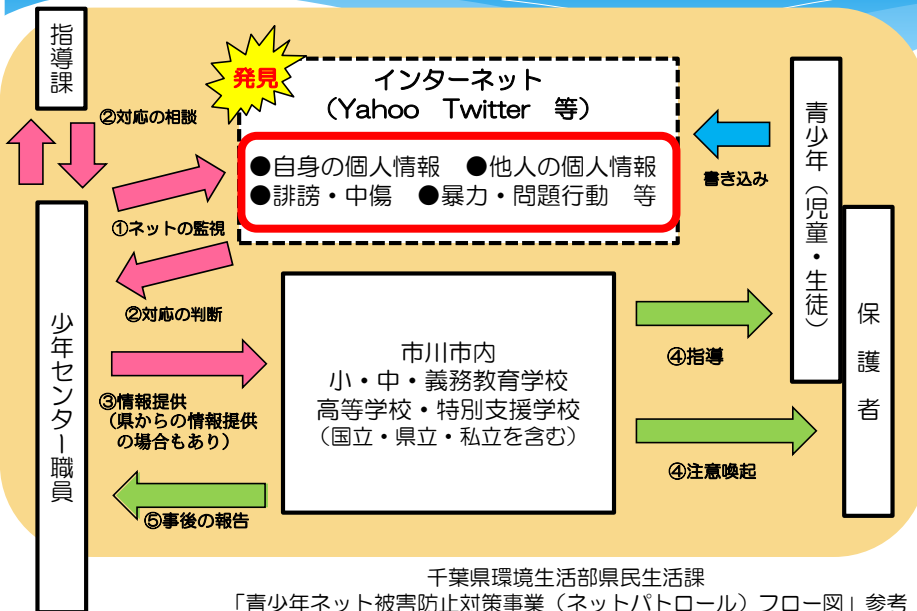
<問題のある書き込み監視区分（危険度・内容）>

	危険度	内容
①	レベル1	自分自身の個人情報の公開（氏名・学校名・顔写真）
②	レベル2	自分自身の詳細な個人情報の公開
③		他人の個人情報の公開
④		個人を特定した誹謗・中傷
⑤		自傷行為（自殺予告等）
⑥		暴力・問題行動（飲酒・喫煙等）
⑦		わいせつ表現（写真等）
⑧	レベル3	少年の刑事事件、自殺に係るもの等



※レベル2及びレベル3の書き込みを「特に問題のある書き込み」とする。

## 少年センター「ネットパトロール」フロー図





パトロール対象は「Twitter」  
特に「フォロワー」を監視

ツイート  
フォロー  
フォロワー  
お気に入り  
リスト

おすすめユーザー 更新 すべて見る  
ツイキャス公式 @twitcas...

ツイート 88    フォロー 22    フォロワー 114

フォロワー

フォロワーから詳しく調べる。

インターネットトラブル防止  
出張授業・研修を積極的に行う

補導活動の充実を図る

↓

市川市の児童生徒たちを  
あらゆるトラブルから  
守っていく！